

粒子線治療の推進に関する意見書

我が国では、生涯のうちに約二人に一人ががんに罹患すると推計されており、がん患者のさらなる増加が予測される中、患者の生活の質の維持・向上にすぐれたがん医療の充実が強く求められている。

本市では、がん対策を総合的に推進するため名古屋市がん対策推進条例を制定するとともに、名古屋陽子線治療センターを開設し、陽子線治療の推進に取り組んできたところであり、名古屋陽子線治療センターでは、平成27年3月末までに784名の患者が陽子線治療を受けてきた。こうした中、厚生労働省は先進医療会議において、陽子線を含む粒子線治療については、これまで先進医療として実施してきたデータの解析が行えた場合には、臓器や組織型ごとに平成28年度診療報酬改定時に保険適用できるか判断することを検討するとの方針を示している。

粒子線治療については、現在、先進医療の枠組みの中で実施されており、先進医療に係る費用以外の通常の治療と共通する部分については一般の保険診療と同様に扱われるものの、先進医療に係る費用は患者が全額自己負担することとなり、治療を受ける患者の経済的負担は極めて大きく、患者の生活の質の維持・向上にすぐれた粒子線治療のさらなる推進を図るためには、早期に健康保険適用とし、誰もが粒子線治療を受けられる環境を整えることが強く求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、陽子線を含む粒子線治療の推進を図るため、粒子線治療を早期に健康保険適用とするとともに、健康保険適用されるまでの間は先進医療としての取り扱いを維持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月6日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

宛（各 通）